

公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団 行動計画
(女性活躍推進法)

男女ともに全ての職員が活躍できる雇用環境の整備を図るため、次のとおり行動計画を策定する。

1 計画期間

令和4年4月1日 ～ 令和8年3月31日

2 課題

- (1) 有給休暇の取得実績に偏りがみられる。
- (2) 変則勤務のため土・日・祝日の勤務や当番（シフト）勤務が多く、仕事と家庭の両立が難しい。
- (3) 子等の看護、育児時間、育児参加など各種休暇制度が整備されているが取得率が低い。

3 目標と取組内容

目標1：職員一人当たりの年次有給休暇取得日数を年10日以上とする。
(年間20日付与の場合。それ以外は付与日数の50%)

<取組内容>

■令和4年4月～

施設長会議、職員研修会等において、本計画を周知する。

■令和4年4月～

取得率が低い職員に対しては、面談等を通して取得を促すとともに、同意が得られれば予め勤務割に休暇を組み込むなどし、組織的に年次有給休暇の取得拡大に取り組む。

目標2：育児や介護など事情を有する者の希望を聴取し、勤務シフトの割り当てに反映する。

<取組内容>

■令和4年4月～

施設長会議、職員研修会等において、本計画を周知する。

■令和4年4月～

勤務割作成前に、所属職員の休暇希望や事情等を聴取し、業務上支障のない範囲で勤務シフトに反映する。

目標3：各種休暇制度の周知を図る。

<取組内容>

■令和4年4月～

施設長会議、職員研修会等において、各休暇制度の概要を周知する。

■令和4年4月～

夏季休暇など取得時期等の指定があるものについては、その旨を予め周知して取得を促す。